

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業施行規程【建設局  
河川部神嶽川旦過地区整備室】

3

### ◇ 公 告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【会計室】

12

### ◇ 雑 報

- 特定調達契約の落札者の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構  
北九州市立八幡病院事務局経営企画課】

15

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業施行規程

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業を施行するため、施行規程を次のように定めることにしました。

- 1 事業の名称は、北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業としました。
- 2 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、北九州市小倉北区魚町四丁目の一部としました。
- 3 事業の事務所の所在地は、北九州市小倉北区古船場町1番35号としました。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業に要する費用の分担、保留地等の処分方法、土地区画整理審議会、地積の決定の方法、宅地の立体化、清算等について、必要な事項を定めることにしました。

この条例は、事業計画決定の公告の日から施行することにしました。

北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理事業施行規程をここに公布する。

令和2年11月9日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第47号

北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理事業施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の分担（第6条）
- 第3章 保留地等の処分方法（第7条—第9条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第10条—第18条）
- 第5章 地積の決定の方法（第19条—第21条）
- 第6章 宅地の立体化（第22条—第24条）
- 第7章 評価（第25条—第27条）
- 第8章 清算（第28条—第33条）
- 第9章 雑則（第34条—第36条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により北九州市が施行する小倉北区且過地区の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第2条 事業の名称は、北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理事業とする。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区（第6条第1号、第8条第2号及び第20条第4項において「施行地区」という。）に含まれる地域の名称は、北九州市小倉北区魚町四丁目の一部とする。

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所の所在地は、北九州市小倉北区古船場町1番35号とす

る。

## 第2章 費用の分担

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てる費用を除き、北九州市が負担する。

- (1) 法第2条第2項に規定する土地区画整理事業として北九州市が施行地区に設置する建築物のうち、法第93条第2項、第4項又は第5項の規定により施行地区の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）又は施行地区の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）に与えるように定める部分（以下「換地床」という。）以外の部分（次条において「保留床」という。）の処分金
- (2) 法第96条第2項の規定により定める保留地（次条において「保留地」という。）の処分金
- (3) 法第120条第1項に規定する公共施設管理者の負担金
- (4) 法第121条に規定する国庫補助金

## 第3章 保留地等の処分方法

（公開抽選及び一般競争入札）

第7条 保留地及び保留床（以下「保留地等」という。）は、次条の規定により売り払う場合を除き、公開抽選又は一般競争入札による売払いにより処分する。

（随意契約）

第8条 保留地等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売り払うことができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため、国又は地方公共団体その他公共団体が保留地等を必要とするとき。
- (2) 施行地区及びその周辺地域の健全な発展を促進する公益的施設を設置するため、当該施設の設置者が保留地等を必要とするとき。
- (3) 法第20条第2項に規定する利害関係者で事業の施行上必要があると市長が認めたものに売り払うとき。
- (4) 他の公共事業の施行に伴う代替地として必要があると市長が認めたとき。
- (5) 公開抽選の申込者又は一般競争入札の入札者若しくは落札者がいないとき。
- (6) 公開抽選の当選者（繰上当選者を含む。以下この号において同じ。）がその権利を放棄したとき、又は公開抽選の当選者若しくは一般競争入札の落札者が契約を締結しないとき。

(7) 保留地等の売払契約における契約の解除に関する規定により北九州市が当該契約を解除したとき。

(8) その他市長が特別の事情により必要があると認めたとき。

(買受人等の資格等)

第9条 公開抽選又は随意契約により保留地等を買受けることができる者の資格、買受ける者の決定の方法その他公開抽選及び随意契約の方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 保留地等を売り払うための一般競争入札に参加する者に必要な資格、一般競争入札の公告その他一般競争入札の方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 土地区画整理審議会

(審議会の名称)

第10条 法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会(次条第1項及び第14条第1項において「審議会」という。)の名称は、北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理審議会とする。

(委員の定数)

第11条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第13条 法第58条第1項前段の規定により選挙する委員は、法第63条各項に規定する委員の被選挙権を有する候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第14条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数(委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数)のそれぞれ半数とする。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において当選人を除いて第16条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。

4 委員について土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。次項、第32条及び第34条各項において「令」という。）第35条第2項の規定により再選挙を行わないで当選人を定めた場合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き第16条に定める数以上の有効投票を得た者があるときは、前項に規定する方法により予備委員を新たに定めることができる。

5 市長は、前2項の規定により予備委員を定めた場合は、予備委員となった者にその旨を通知するとともに、令第35条第5項の規定による公告と併せて予備委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。

6 第3項又は第4項の規定により予備委員に定められた者は、前項の規定による公告の日から予備委員としての地位を取得するものとする。

（予備委員からの補充）

第15条 選挙された委員に欠員を生じた場合は、委員に補充すべき順位に従い順次予備委員をもって補充するものとする。

2 市長は、前項の規定により予備委員をもって補充した場合は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者にその旨を通知しなければならない。

3 補充により委員となった者は、前項の規定による公告の日から委員としての地位を取得するものとする。

（当選人及び予備委員となるために必要な得票数）

第16条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の数とする。

（委員の補欠選挙）

第17条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員の定数の3分の1を超えるに至った場合において、第15条第1項の規定により委員に補充すべき予備委員がないときは、当該委員の補欠選挙を行うものとする。

（学識経験委員の補充）

第18条 市長は、学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

## 第5章 地積の決定の方法

（基準地積の決定）

第19条 換地計画において換地（換地床を含む。以下同じ。）を定めるとき  
の基準となる従前の宅地各筆の地積（次条各項及び第21条において「基準  
地積」という。）は、法第55条第9項の規定による公告の日（以下「基準  
日」という。）現在において不動産登記法（平成16年法律第123号）第  
2条第9号に規定する登記簿（次条第6項及び第21条において「登記簿」  
という。）に登記されている地積とし、基準日現在において登記されてい  
ない土地については市長が実測した地積とする。

（基準地積の更正等）

第20条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利（処分の制限を含む  
。次条において同じ。）を有する者は、当該宅地の基準地積が事実と異なる  
と認めるときは、基準日から90日以内に市長に対し、基準地積の更正を申  
請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者、当該申請に係る  
宅地に隣接する土地の所有者その他当該宅地の地積を確認するために必要な  
者の立会いを求めて当該宅地の地積を確認し、当該確認した地積をもって基  
準地積を更正するものとする。

3 市長は、基準地積が明らかに事実と異なると認める宅地及び特に地積を実  
測する必要があると認める宅地について、当該宅地の所有者及び当該宅地に  
隣接する土地の所有者の立会いを求めて当該宅地の地積を実測し、当該実測  
した地積をもって基準地積を更正することができる。

4 市長は、施行地区を適当と認める区域に分割し各区域について実測した宅  
地の地積と当該区域内の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合は  
、当該差異に係る地積を当該区域内の基準地積（前条に規定する市長が実測  
した基準地積又は前2項に規定する市長が更正した基準地積を除く。以下こ  
の項において同じ。）にあん分して基準地積を更正しなければならない。

5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基  
準地積を分割後の各筆の登記された地積にあん分した地積とする。ただし、  
分割後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出が  
あった場合は、市長は、分割前の宅地の基準地積を当該申出による割合であ  
ん分した地積とすることができる。

6 第1項に規定する期間後に宅地の基準地積が事実と異なる旨の申請があっ  
た場合において、基準日現在において登記簿に登記されている地積と実測し  
た地積との間に差異があると認めるときは、市長は、当該差異について、金  
銭により清算することができる。

（所有権以外の権利の目的となる宅地の地積）

第21条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、基準日現在において登記簿に登録されている地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、当該変更後の地積）とする。ただし、当該地積が当該権利の存する宅地の基準地積と符合しないときは、市長が当該宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもって当該権利の地積とする。

## 第6章 宅地の立体化

（宅地の立体化の申出）

第22条 法第93条第4項又は第5項に規定する申出は、市長が定める期日までに行わなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合は、同項の期日の経過後遅滞なく、換地計画において当該申出をした者に換地床の一部及び換地床の存する土地の共有持分を与えるように定め、又は当該申出に応じない旨を決定し、当該申出をした者に対してその旨を通知しなければならない。

（換地計画の認可の通知）

第23条 市長は、換地計画において法第93条第2項、第4項又は第5項の規定により宅地所有者又は借地権者に換地床の一部及び換地床の存する土地の共有持分を与えるように定めた場合において、当該換地計画について法第86条第1項又は第97条第1項の認可を受けたときは、当該宅地所有者又は当該借地権者に対してその旨を通知しなければならない。

（換地処分前の使用等）

第24条 市長は、前条の規定による通知を受けた者に対し、当該通知を受けた日から法第103条第4項の規定による公告がある日まで、当該通知を受けた者が法第104条第7項の規定により取得することとなる換地床について、契約により使用又は収益をさせることができる。

## 第7章 評価

（評価員の定数）

第25条 法第65条第1項の評価員（次条及び第27条第2項において「評価員」という。）の定数は、3人とする。

（宅地及び換地の評価）

第26条 従前の宅地及び換地の価額は、市長がその位置、面積、区画、土質、水利、利用状況、環境、固定資産税の課税標準等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。



(権利の評価)

第27条 所有権以外の権利(処分の制限を含み、地役権を含まない。以下同じ。)の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利の価額の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利の価額の割合は、市長が宅地の価額、賃借料、位置、区画、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

## 第8章 清算

(清算金の算定)

第28条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する所有権以外の権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた所有権以外の権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第29条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項、第93条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の相殺)

第30条 清算金を徴収すべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。ただし、法第112条第1項の規定により供託する清算金があるときは、その清算金は、相殺の対象としない。

(清算金の分割徴収及び分割交付)

第31条 市長は、法第110条第1項の清算金(前条の規定により相殺した場合は、相殺後の残額をいう。以下この条及び第33条第1項において同じ。)が1万円を超える場合は、次の表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。ただし、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため同表に定める期間内に納付することが困難であると認められるときは、10年以内において市長が別に期間を定めて分割徴収することができる。

清算金の総額	分割徴収又は分割交付を完了すべき期間
3万円未満	1年以内

3万円以上10万円未満	2年以内
10万円以上20万円未満	3年以内
20万円以上30万円未満	4年以内
30万円以上	5年以内

2 前項の規定による分割徴収に係る清算金の分割納付を希望する者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定により清算金の分割納付の承認を受けた者が分割納付すべきそれぞれの金額は、分割納付を認められた清算金の総額を分割納付の回数で除して得た金額とする。ただし、当該除して得た金額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額は、全て最初の分割納付の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

4 第2項の規定により清算金の分割納付の承認を受けた者は、市長の承認を受けて、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

5 市長は、第2項の規定により清算金の分割納付の承認を受けた者が分割に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について、納期限を繰り上げて徴収することができる。

6 市長は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納期限又は交付期限を定めて、清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者に通知する。

7 第3項の規定は、清算金を分割交付する場合について準用する。

(清算金の分割徴収に係る利率)

第32条 令第61条第1項に規定する施行規程で定める率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告があつた日の翌日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項の普通地方長期資金の貸付けに係る利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率と同一の率（当該率が同日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。

(1) 金利方式 固定金利方式

(2) 元利金の支払方法 半年賦元金均等償還

(3) 償還期間 9年を超え10年以内

(4) 据置期間 1年以内

(延滞金)

第33条 法第110条第4項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下この項において「督促額」という。）が100円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌

日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、当該納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、当該納付のあった督促額を控除した額とする。

2 前項の延滞金の額が10円未満である場合は、これを徴収しないものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

#### 第9章 雑則

（所有権以外の権利の申告等の受理の停止）

第34条 市長は、令第19条に規定する委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項に規定する選挙人名簿の確定の公告の日までの間は、借地権に係る法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しない。

2 市長は、令第55条の2において準用する令第3条に規定する換地計画の縦覧についての公告の日以後は、宅地について存する所有権以外の権利に係る法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しない。

（換地処分の特例）

第35条 市長は、特に必要があると認める場合は、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

（委任）

第36条 この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、法第55条第9項の規定による公告の日から施行する。

## 北九州市公告第749号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25条。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月9日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 調達契約の名称及び数量

OCR機器等の賃貸借及び保守 一式

(2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで（契約締結の日から令和3年3月31日までは機器等の設置及び設定準備期間とし、契約金額の支払いの期間は同年4月1日から令和8年3月31日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎2階会計室作業室

(5) 入札方法 総価（機器借入れ料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎 1 階

北九州市会計室

イ 日時 この公告の日から令和 2 年 1 1 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会を行わない。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 2 年 1 1 月 2 4 日までに競争参加の申出書を北九州市会計室に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 2 年 1 2 月 7 日午後 5 時までに必着のこと。

なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎地下 2 階第 2 入札室

イ 日時 令和 2 年 1 2 月 8 日午後 2 時

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められ

た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎1階

電話 093-582-2514

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第13号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月9日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西洋一

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立八幡病院総合医療情報システム 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市立八幡病院事務局経営企画課  
北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年10月12日
- 4 落札者の名称及び住所  
キヤノンメディカルシステムズ株式会社北九州支店  
北九州市小倉北区紺屋町12番4号
- 5 落札金額  
7億730万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日  
令和2年8月21日
- 8 落札方式  
総合評価による
- 9 総合評価による点数  
989.1点（配点 満点1,000点とは別に、価格評価点1位のものに特別加算100点を加算したもの）